

租税特別措置法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第一条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

(バイオエタノール等揮発油に係る届出等)

第四十六条の十二 省略

2 法第八十八条の七第三項前段に規定する政令で定める事項は、同条第一項の規定の適用を受けようとする製造場の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 バイオエタノール等揮発油(法第八十八条の七第一項に規定するバイオエタノール等揮発油をいう。以下第四十六条の十六までにおいて同じ。)を製造する製造場 次に掲げる事項
イ ホ 省略

二 省略

3・4 省略

(バイオエタノール等揮発油に係る届出等)

第四十六条の十二 同上

2 法第八十八条の七第三項前段に規定する政令で定める事項は、同条第一項の規定の適用を受けようとする製造場の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 バイオエタノール等揮発油(法第八十八条の七第一項に規定するバイオエタノール等揮発油をいう。以下第四十六条の二十七までにおいて同じ。)を製造する製造場 次に掲げる事項
イ ホ 同上

二 同上

3・4 同上

(地方揮発油税に係る担保の提供の特例)

第四十六条の十七 法第八十八条の八第一項の規定による地方揮発油税については、地方揮発油税法施行令(昭和三十年政令第五百一十一号)第一条第一項中「二百四十三分の四十四」とあるのは、「四百八十六分の五十二」として、同項の規定を適用する。

(控除対象揮発油の数量を証する書類)

第四十六条の十八 法第八十九条第四項に規定する政令で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 控除対象揮発油所持販売業者等(法第八十九条第四項に規定する控除対象揮発油所持販売業者等をいう。)の住所及び氏名又は名称

二 控除対象揮発油(法第八十九条第四項に規定する控除対象揮発油をいう。以下この条及び第四十六条の二十二において同じ。)の貯蔵場

所の所在地及び名称

三 当該貯蔵場所において所持する当該控除対象揮発油の次に掲げる区分及び当該区分ごとの数量

イ バイオエタノール等揮発油

ロ イに掲げるもの以外の控除対象揮発油

四 当該控除対象揮発油につき法第八十九条第四項又は第七項の規定による控除又は還付を受けようとする揮発油の製造者の住所及び氏名又は名称

五 その他参考となるべき事項

(揮発油税超過額の算定方法等)

第四十六条の十九 法第八十九条第四項又は第七項の規定により控除又は還付すべき揮発油税超過額(同条第四項に規定する揮発油税超過額をいう。次項、第四十六条の二十一及び第四十六条の二十二において同じ。)(に相当する金額は、第四十六条の二十二第一項第五号に掲げる合計数量につき、法第八十九条第四項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

2 法第八十九条第四項の規定により停止期間内申告書(同項に規定する停止期間内申告書をいう。以下この項において同じ。)に揮発油税超過額を記載する者は、当該停止期間内申告書に同条第四項又は第七項の規定による控除又は還付を受けようとする旨を付記しなければならない。

(控除又は還付に係る申告書の提出期間)

第四十六条の二十 法第八十九条第四項に規定する政令で定める期間は、三月とする。

(還付のための申告)

第四十六条の二十一 法第八十九条第五項の規定により揮発油税法第十条第二項の規定による申告書に揮発油税超過額を記載する者は、当該申告書に法第八十九条第七項の規定による還付を受けようとする旨を付記しなければならない。

2 法第八十九条第六項に規定する申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
- 二 揮発油の製造場の所在地及び名称
- 三 揮発油税超過額その他当該還付に関し参考となるべき事項

（控除又は還付を受けようとする揮発油税額及び地方揮発油税額の計算に関する書類）

- 第四十六条の二十二 法第八十九条第八項に規定する計算に関する書類として政令で定める書類は、第四十六条の十八に規定する書類に基づき、次に掲げる事項を記載した書類とする。
- 一 控除対象揮発油の次に掲げる区分及び当該区分ごとの数量
 - イ バイオエタノール等揮発油
 - ロ イに掲げるもの以外の控除対象揮発油
 - 二 法第八十八条の七第一項のエタノールの数量に相当する数量として前号イの数量に財務省令で定める数値を乗じて得た数量
 - 三 第一号イの数量から前号の数量を控除した数量に百分の一・三五を乗じて得た数量
 - 四 第一号ロの数量に百分の一・三五を乗じて得た数量
 - 五 第一号イの数量から第二号及び第三号の数量を控除した数量並びに第一号ロの数量から前号の数量を控除した数量の合計数量
 - 六 前号の合計数量により算定した揮発油税超過額
 - 七 その他参考となるべき事項
- 2 前項の規定は、法第八十九条第十一項において読み替えて準用する地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）第九条第三項の規定により法第八十九条第八項の規定が準用される場合における地方揮発油税に係る当該書類について準用する。

（所持数量等届出書の記載事項）

- 第四十六条の二十三 法第八十九条第九項に規定する政令で定める事項は、第四十六条の十八各号に掲げる事項とする。

（輸入揮発油に係る承認の申請）

- 第四十六条の二十四 法第八十九条第十三項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しなければなら

ない。

- 一 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
 - 二 承認を受けようとする場所の所在地及び名称
 - 三 その他参考となるべき事項
- 2 国税庁長官は、法第八十九条第十三項の承認をする場合にはその旨を、同項の承認を与えない場合にはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

（課税対象揮発油の手持品課税に係る申告等）

第四十六条の二十五 法第八十九条第十九項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
 - 二 課税対象揮発油（法第八十九条第十八項に規定する課税対象揮発油をいう。第四十六条の二十七において同じ。）の貯蔵場所の所在地及び名称
- 2 揮発油税法施行令第三条第二項から第五項までの規定は、前項の申告書を提出する義務がある者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合について準用する。

（ Etaノールの数量に相当する数量）

第四十六条の二十六 法第八十九条第十九項第二号に規定する政令で定める数量は、同項第一号イの数量に財務省令で定める数値を乗じて得た数量とする。

（税務署長の確認に係る申請等）

第四十六条の二十七 法第八十九条第二十三項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該課税対象揮発油が同条第十八項の規定による揮発油税及び地方揮発油税を課された、又は課されるべきものであることを証明した書類（次項において「手持品課税対象証明書」という。）で当該課税対象揮発油につき同条第十八項の規定の適用を受けた者を通じて同条第十九項の税務署長から交付を受けたものを添付し、これを同条第二十三項の税務署長に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

- 二 当該製造場の所在地及び名称
 - 三 当該課税対象揮発油を当該製造場に戻し又は移送した者の住所及び氏名又は名称
 - 四 当該課税対象揮発油の次に掲げる区分及び当該区分ごとの数量
 - イ バイオエタノール等揮発油
 - ロ イに掲げるもの以外の課税対象揮発油
 - 五 当該課税対象揮発油につき法第八十九条第十八項の規定の適用を受けた者の住所及び氏名又は名称並びにその適用を受けた時における当該課税対象揮発油の貯蔵場所の所在地及び名称
 - 六 その他参考となるべき事項
- 2 前項に規定する手持品課税対象証明書の交付を受けようとする法第八十九条第十八項の規定の適用を受けた者は、次に掲げる事項を記載した申請書を同条第十九項の税務署長に提出しなければならない。
 - 一 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
 - 二 当該課税対象揮発油につき法第八十九条第十八項の規定の適用を受けた時における当該課税対象揮発油の貯蔵場所の所在地及び名称
 - 三 当該課税対象揮発油の次に掲げる区分及び当該区分ごとの数量
 - イ バイオエタノール等揮発油
 - ロ イに掲げるもの以外の課税対象揮発油
 - 四 当該課税対象揮発油の製造者の住所及び氏名又は名称並びに当該課税対象揮発油の戻入れ又は移入に係る揮発油の製造場の所在地及び名称
 - 五 その他参考となるべき事項
 - 3 第一項の申請書の提出を受けた税務署長は、法第八十九条第二十三項の確認をしたときは、当該確認の内容を記載した書類により、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

（揮発油税及び地方揮発油税に係る国税通則法施行令の適用の特例）

第四十六条の二十八 法第八十九条第二十五項又は第二十七項の規定の適用がある場合における揮発油税及び地方揮発油税に係る国税通則法施行令第五十三条の規定の適用については、同条第三号中「の罪」とあるのは「及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十九条第二十五項又は第二十七項（揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正)

第二条 国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十
一号)の一部を次のように改正する。

(支払金の指定)

第二条 法第二条第二項の政令で定める支払金は、次に掲げるものとする。

一 〇 省 略

十一 揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第十七条第三項又は

第四項の規定による還付金及び地方揮発油税法(昭和三十年法律第百

四号)第九条第一項の規定による還付金

十二 〇 省 略

十五 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十七条

の第十三第十項(同法第三十七条の十三の二第四項において準用

する場合を含む。)、第九十条の三の四第一項、第九十条の五第

一項、第九十条の六第一項、第九十条の六の二第一項、第九十条

の六の三第一項若しくは第九十条の十五第一項若しくは第二項又

は租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十

五条の十の十一第十項(同令第二十五条の十の十三第十五項にお

いて準用する場合を含む。)、若しくは第二十六条の十四第一項(

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等

に関する法律施行令(昭和三十七年政令第二百二十七号)第十七

揮発油税の税率の特例規定の適用停止)(これらの規定中揮発油税に係
る部分に限る。)の罪」と、同条第四号中「の罪」とあるのは「及び租
税特別措置法第八十九条第二十五項又は第二十七項(これらの規定中地
方揮発油税に係る部分に限る。)の罪」とする。

(財務省令への委任)

第四十六条の二十九 第四十六条の十八から前条までに定めるもののほか
、法第八十九条の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(支払金の指定)

第二条 同 上

一 〇 同 上

十一 揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第十七条第三項又は

第四項の規定による還付金及び地方揮発油税法(昭和三十年法律第百

四号)第九条第一項(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号

)第八十九条第十一項において準用する場合を含む。)の規定による

還付金

十二 〇 同 上

十五 租税特別措置法第三十七条の第十三第十項(同法第三十七条

の十三の二第四項において準用する場合を含む。)、第八十九条

第七項、第九十条の三の四第一項、第九十条の五第一項、第九十

条の六第一項、第九十条の六の二第一項、第九十条の六の三第一

項若しくは第九十条の十五第一項若しくは第二項又は租税特別措

置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十五条の十の十

一第十項(同令第二十五条の十の十三第十五項において準用する

場合を含む。)、若しくは第二十六条の十四第一項(外国居住者等

の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律

施行令(昭和三十七年政令第二百二十七号)第十七条第六項及び

条第六項及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第三条第八項において準用する場合を含む。）の規定による還付金
十六〜二十省 略

附 則

1・2 省 略

3 第四条の二第六項の規定の適用については、当分の間、同項中「千分の四百十六」とあるのは、「千分の四百九十」とする。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第三条第八項において準用する場合を含む。）の規定による還付金
十六〜二十 同上

附 則

1・2 同 上

3 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条の二第一項	それぞれ一の税目の国税に係るもの	当該各号に掲げるものごとに一の税目の国税に係るもの
一 揮発油税及び地方揮発油税	一 揮発油税及び地方揮発油税（次号及び第一号の三に掲げる揮発油税及び地方揮発油税を除く。）	一の二 租税特別措置法第八十八条の八第一項の規定の適用を受ける揮発油税及び地方揮発油税 一の三 租税特別措置法第八十九条第七項の規定及び同条第十一項において読み替えて準用する地方揮発油税法第九条第一項の規定又は租税特別措置法第八十九条第十八項の規定による揮発油税及び地方揮発油税

4
5
20 省 略

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和七年十二月三十一日から施行する。

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 令和七年十二月三十一日前に揮発油（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十八条の五に規定する揮発油をいう。以下この項及び附則第四条第二項第二号において同じ。）の製造場から移出され、又は保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）から引き取られた揮発油に係る令和七年度に所属す

4
5
20 同 上

<p>第四条の 二第二項</p>	<p>前項第一号に掲げる国税 の二百八十七分の二百四 十三又は二百八十七分の 四十四</p>	<p>揮発油税及び地方揮発油税 につき、前項第一号から 第一号の三までに掲げる ものごとに、それぞれ二 百八十七分の二百四十三 若しくは二百八十七分の 四十四、五百三十八分の 四百八十六若しくは五百 三十八分の五十二又は二 百五十一分の二百四十三 若しくは二百五十一分の 八の割合を乗じて計算し た額</p>
<p>第四条の 二第六項</p>	<p>千分の四百十六</p>	<p>千分の四百九十</p>

る揮発油税及び地方揮発油税に係る受入金又は支払金については、なお従前の例による。

(揮発油税超過額の算定方法等)

第三条 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)
附則第二条第一項の規定により控除すべき揮発油税超過額(同条第十二項第五号に規定する揮発油税超過額をいう。以下この条、次条及び附則第五条第一項第七号において同じ。)
又は改正法附則第二条第四項の規定により還付すべき揮発油税超過額に相当する金額は、附則第五条第一項第六号に掲げる合計数量につき、改正法附則第二条第十二項第五号イ(1)及び(2)に掲げる金額から同号ロに掲げる金額を控除した金額とする。

2| 改正法附則第二条第一項の規定により期限内申告書(同条第十二項第六号に規定する期限内申告書をいう。以下この項において同じ。)
に揮発油税超過額を記載する者は、当該期限内申告書に同条第一項又は第四項の規定による控除又は還付を受けようとする旨を付記しなければならない。

(還付のための申告)

第四条 改正法附則第二条第二項の規定により揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第十条第二項の規定による申告書に揮発油税超過額を記載する者は、当該申告書に改正法附則第二条第四項の規定による還付を受けようとする旨を付記しなければならない。

2| 改正法附則第二条第三項の規定による申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申告者の住所、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(第二条第十六項に規定する法人番号をいう。附則第六条第一項第一号において同じ。))
- 二 揮発油の製造場の所在地及び名称
- 三 揮発油税超過額その他当該還付に関し参考となるべき事項

(控除対象揮発油に関する書類の記載事項)

第五条 改正法附則第二条第五項に規定する政令で定める事項は、次に掲げ

る事項とする。

- 一 控除対象揮発油（改正法附則第二条第十二項第四号に規定する控除対象揮発油をいう。次号において同じ。）の貯蔵場所の所在地及び名称
 - 二 控除対象揮発油の次に掲げる区分及び当該区分ごとの数量
 - イ 租税特別措置法第八十八条の七第一項に規定するバイオエタノール等揮発油
 - ロ イに掲げるもの以外の控除対象揮発油
 - 三 租税特別措置法第八十八条の七第一項のエタノールの数量に相当する数量として前号イの数量に財務省令で定める数値を乗じて得た数量
 - 四 第二号イの数量から前号の数量を控除した数量に百分の一・三五を乗じて得た数量
 - 五 第二号ロの数量に百分の一・三五を乗じて得た数量
 - 六 第二号イの数量から第三号及び第四号の数量を控除した数量並びに第二号ロの数量から前号の数量を控除した数量の合計数量
 - 七 前号の合計数量により算定した揮発油税超過額
- 2 前項の規定は、改正法附則第二条第七項において読み替えて準用する地方揮発油税法（昭和三十年法律第四百号）第九条第三項の規定により改正法附則第二条第五項の規定が準用される場合における地方揮発油税に係る申告書に添付すべき書類について準用する。

（輸入揮発油に係る承認の申請）

第六条 改正法附則第二条第九項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、名称及び法人番号
 - 二 承認を受けようとする場所の所在地及び名称
- 2 国税庁長官は、改正法附則第二条第九項の承認をする場合にはその旨を、同項の承認を与えない場合にはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

（揮発油税及び地方揮発油税に係る国税通則法施行令の適用の特例）

第七条 改正法附則第三条第一項の規定の適用がある場合における揮発油税及び地方揮発油税に係る国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第五十三条の規定の適用については、同条第三号中「の罪」とあるの

は「及び租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十一号）（附則第三条第一項（揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置）（同項中揮発油税に係る部分に限る。）の罪」と、同条第四号中「の罪」とあるのは「及び租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項（同項中地方揮発油税に係る部分に限る。）の罪」とする。

（財務省令への委任）

第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、改正法附則第二条及び第三条の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の適用の特例）

第九条 改正法附則第二条第四項の規定による還付金及び同条第七項において読み替えて準用する地方揮発油税法第九条第一項の規定による還付金は、国税収納金整理資金に関する法律施行令の規定の適用については、同令第二号第十一号に掲げる還付金とみなす。

2 附則第二条の規定にかかわらず、前項の場合における国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条の二の規定の適用については、同条第一項中「資金への受入金又は資金からする支払金」とあるのは「資金からする支払金」と、同条第二項中「受入金又は支払金」とあるのは「支払金」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「二百五十一分の二百四十三」と、「二百八十七分の四十四」とあるのは「二百五十一分の八」とする。

（地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十条 地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）の一部を次のように改正する。

附 則

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 第五条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条の二第六項及び附則第三項の規定は、令和元年度に所属する自動車重量税に係る歳入への組入金から適用し、平成三十年度に所属す

附 則

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 第五条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令（次項において「新資金令」という。）第四条の二第六項及び附則第三項の規定は、令和元年度に所属する自動車重量税に係る歳入への組

る自動車重量税に係る歳入への組入金については、なお従前の例による。

2 令和元年度から令和十六年度までの各年度に所属する自動車重量税に係る歳入への組入金に係る国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条の二第六項及び附則第三項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる同令の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄		令和元年度から令和三年度まで		第二欄		令和四年度から令和十五年まで		第三欄		第四欄	
省略		省略		附則第三項		附則第三項		省略		省略	
省略		省略		省略		省略		省略		省略	
省略		省略		省略		省略		省略		省略	

入金から適用し、平成三十年年度に所属する自動車重量税に係る歳入への組入金については、なお従前の例による。

2 令和元年度から令和十六年度までの各年度に所属する自動車重量税に係る歳入への組入金に係る新資金令第四条の二第六項及び附則第三項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる新資金令の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄		同上		第二欄		同上		第三欄		第四欄	
同上		同上		附則第三項の表第四條の二第六項の項		附則第三項の表第四條の二第六項の項		同上		同上	
同上		同上		同上		同上		同上		同上	
同上		同上		同上		同上		同上		同上	

(地方揮発油税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第十一條 地方揮発油税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第百号)の一部を次のように改正する。

第二条 削除

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正)

第三条 国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項から第四項までの規定中「二百八十七分の二百四十三又は二百八十七分の四十四」を「二百八十七分の二百四十又は二百八十七分の四十七」に改める。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第二条 租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の十七中「二百四十三分の四十四」を「二百四十分の四十七」に、「四百八十六分の五十二」を「四百八十三分の五十五」に改める。

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正)

第三条 国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項から第四項までの規定中「二百八十七分の二百四十三又は二百八十七分の四十四」を「二百八十七分の二百四十又は二百八十七分の四十七」に改める。

附則第三項の表第四条の二第二項の項中「二百八十七分の二百四十三」を「二百八十七分の二百四十」に、「二百八十七分の四十四」を「二百八十七分の四十七」に、「前項各号(第二号を除く。)」を「前項第一号から第一号の三まで」に、「五百三十八分の四百八十六若しくは五百三十八分の五十二」を「五百三十八分の四百八十三若しくは五百三十八分の五十五」に改める。